

# 「奈良県道路整備基本計画」の 策定について

奈良県

県土マネジメント部

道路建設課

平成26年4月

# 計画策定の背景

## 奈良県道路の整備に関する条例(平成25年4月施行)

○整備を「新設、改築、維持及び修繕」と定義

○基本計画の策定(第4条第1項)

県は、基本方針(第3条)を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための基本計画を策定

○策定内容(第4条第2項)

- ・整備を推進すべき道路のあり方
- ・道路の整備の進め方
- ・その他 道路の整備に必要な事項

# 道路整備基本計画(案)の策定

## 検討の方向性

「奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略」の枠組みを基本的に踏襲しつつ、その後の情勢変化を反映し、現在の課題や社会的ニーズを踏まえた必要な見直しを行いながら、検討を進める。」

《計画策定にあたっての基本姿勢》

- 道づくり重点戦略に基づく「選択と集中」の考え方を継承。
- 目的、課題を明確化し、多様化するニーズに対する方向性を明示。
- 道路ストックを最大限に活用した効率的・効果的な道路整備を追求。
- 公共交通、自転車、歩行者など多様なユーザーの使い易さの追求。
- 業務マネジメントやアカウントビリティについて手続き論を充実。

# 基本計画の検討の方向性

## 「整備すべき道路のあり方」

「何のために」「どのような」道路を整備するのか

1. 県の活力を牽引する幹線道路ネットワークの形成
2. 目的志向の道路整備の推進
3. 整備にあたっての条件・配慮事項

## 「道路整備の進め方」

「どのように」道路を整備するのか

1. 評価の重視と「選択と集中」
2. 連携・協働と説明責任
3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

# 【あり方】骨格幹線道路ネットワークの形成

**目的横断的に必要性が高い項目として、独立して項目立て**

## 骨格幹線道路ネットワークとその考え方

### ■対象路線の考え方

広域的な交通を担うべき路線を抽出、既存ストックの最大限活用ネットワークの提示(概ね10年後の姿)

## 実現のための事業展開

### ■路線の線的整備の推進

・各路線の未改良区間の整備

### ■結節点等の点的整備の推進

・路線相互の接続強化

### ■課題箇所の面的検討

・ネットワークの脆弱エリアの面的検討

・通過交通抑制エリアの面的検討

# 【あり方】 目的志向の道路整備の推進

**骨格幹線以外について、目的志向を明確化し、取組の方向性を記載**

## 企業立地の支援

- 端末アクセス道路の確保
- 通勤や業務移動の円滑化

## 観光の振興

- 観光地へのアクセス強化
- 観光地間の周遊促進
- 観光地内の回遊促進

## 生活利便の向上

- 公共交通利便の増進
- 購買・飲食等消費利便の増進
- 健康まちづくりに資する道路整備

## 安全・安心

- 災害に強い道路の整備
- 老朽化に対応した適切な維持管理
- 暮らしを支える交通安全対策

# 【あり方】整備にあたっての条件・配慮事項

## 配慮すべき事項や条件とすべき事項を記載

### 風格ある景観形成と環境への配慮

- 観光地等における総合的な景観形成
- 設計水準の底上げ
- 環境への配慮

### 道路ストックの有効活用と効率的な整備

- 既存道路の効果的活用
- 道路ストック等による効率的な整備の推進
- 最適なストック管理の推進

### 使い易さの追求

- 分かりやすい標識案内の整備
- 適時かつ的確な道路情報の提供
- バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

# 【進め方】評価の重視と「選択と集中」（１）

## 事業評価、効率的投資について記載

### 段階に応じた評価の実施

#### ■ 計画段階における都市計画の見直し

- ・都市計画の見直し

社会経済情勢の変化に応じた都市計画道路の見直しを推進

#### ■ 事業段階における事業評価の充実

- ・新規事業採択時評価の充実
- ・事業再評価の充実
- ・事後評価の対象の拡大



# 【進め方】評価の重視と「選択と集中」（2）

## 事業評価、効率的投資について記載

### 「選択と集中」による予算マネジメント

#### ■重要事業・重要施策への重点的投資

- ・骨格幹線道路ネットワークを形成する事業等への重点的投資
- ・渋滞対策や通学路の安全対策等の重要施策への重点的投資

#### ■一般箇所における進捗管理型投資

- ・事業再評価を踏まえた投資

停滞要因のない箇所に予算の傾斜的配分

- ・事業の進捗見通しの確保

都市計画制度のより一層の活用

# 【進め方】連携・協働と説明責任（1）

## 関係機関や県民との関係について記載

### 市町村等の関係機関等との連携・協働

- まちづくりとしての総合性の重視
  - ・ 地域として目指す将来像を総合的に実現する観点を重視
- 多様な主体との連携の重視
  - ・ 他の道路管理者等、交通管理者との連携・協働
  - ・ 垂直補完による市町村支援の強化
  - ・ 関係行政分野や事業者との連携、住民等との協働

# 【進め方】連携・協働と説明責任（2）

## 関係機関や県民との関係について記載

### 説明責任の重視

#### ■積極的な県民コミュニケーション

- ・事業の住民説明会や「なら県政出前トーク」、ホームページ等の活用

#### ■施策の「見える化」と県民意見の反映

- ・客観的データの活用や県民の声の反映
- ・分野別プランの策定・見直しにおける施策の「見える化」

#### ■完了宣言の推進

- ・完了見通しが得られた箇所は、目標とする供用年を宣言

# 【進め方】契約・許認可の適正確保と品質向上

## 契約発注、許認可等の手続きについて記載

### ■ 契約手続きの適正確保

- ・適正な施工及び品質の確保のための取り組み
- ・透明性・競争性・公平性の確保のための取り組み
- ・維持管理業務の発注単位の工夫による効率性の向上

### ■ 許認可における適正確保

- ・道路法第24条承認など許認可の適正化の確保
- ・取扱要領等の拡充

## 今後のスケジュール(案)

- 4月11日～ 市町村への周知(意見照会)
- 4月14日～5月11日 パブリックコメント実施
- 5月12日～ 意見のとりまとめ
- 5月下旬 道路整備委員会(第3回)
- 6月議会 議案提出
- 8月末頃 施行